

企画競争実施の公示

令和2年2月4日

支出負担行為担当官
中部地方整備局 勢田 昌功

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名
令和2年度 中部管内河川・道路管理気象予測提供業務
- (2) 業務内容
本業務は、中部地方整備局における河川・道路管理の風水害・雪氷対策を効率的かつ確実に実施するために気象予測情報を入手することを目的とする。
- (3) 予定履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、東海・北陸地域、関東・甲信越地域のいずれかの認定を受けた者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 気象業務法で定める予報業務の許可を受けていること。
- (7) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者は、以下に示される同種又は類似業務について、平成22年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。
同種業務：平成22年度以降、国、特殊法人、地方公共団体又は大規模な土木工事を行う公益民間企業に対し、気象予測を提供した実績がある者
類似業務：平成22年度以降、上記以外に民間に提供した実績がある者

(8) 配置予定管理技術者に関する要件

① 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、以下に示される同種又は類似業務について、平成22年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：平成22年度以降、国、特殊法人、地方公共団体又は大規模な土木工事を行う公益民間企業に対し、気象予測を提供した実績がある者

類似業務：平成22年度以降、上記以外に民間に提供した実績がある者

② 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

令和2年4月1日現在の全ての手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。

(9) 管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記(8)②の条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a) 当該管理技術者と同等の業務実績(説明書又は仕様書で規定している業務実績)を有する者。

(b) 当該管理技術者と同等の技術者資格(説明書又は仕様書で規定している資格及び業務経験等)を有する者。

(c) 手持ち業務量が当該業務の説明書又は仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 総務部 契約課 購買係

電話：052-953-8138 (内2539)

F A X：052-953-8199

電子メール：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年2月4日から令和年2月25日まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和2年2月25日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)、電子メールによること。

(4) 説明会の日時及び場所等

本契約については、関係法令に定めるもののほか、説明書により履行するものとし、説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本契約については、ヒアリングを実施しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。
- (4) 本見積もりに係る見積決定及び契約締結の条件は、令和2年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。
- (5) その他の詳細は説明書による。